

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市浦和ふれあい館利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市浦和ふれあい館条例
条 項		第7条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 福祉総務課 (電話：048-829-1252)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	次のいずれかに該当すると認めたときは許可しない。 (1)浦和ふれあい館の設置の目的に反するとき (2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき (3)施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき (4)上記3項目の他、館の管理上支障があるとき又は市長が適当でないときと認めるとき
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	即日
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		